

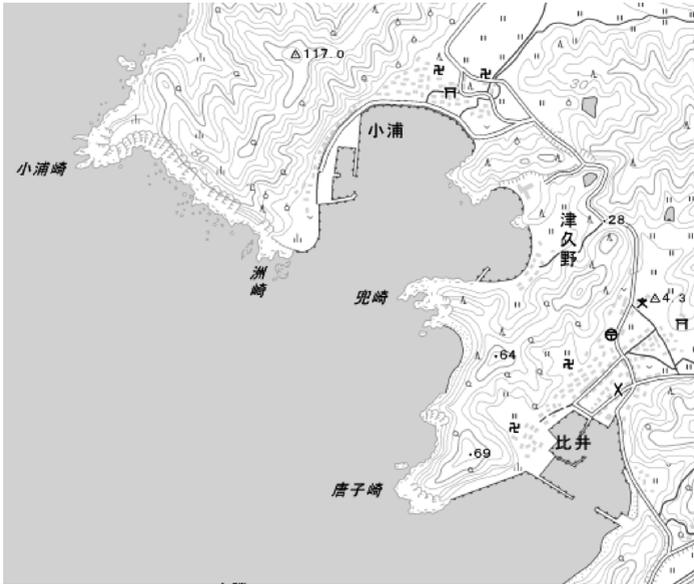
# 日高町津久野の宝永・安政津波記録と紀州藩の「日銭」徴収 ―塩崎家文書より―

藤 隆 宏

本紀要拙稿「平成二十九・三十年度の民間所在資料保存状況調査について」で報告しているとおり、平成三十年代、日高郡日高町は「地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」の対象地となった。本稿は、同事業の関連報告として、和歌山県立文書館に寄託されている現同町津久野である津久野浦の庄屋文書『塩崎家文書』から宝永地震津波及び安政地震津波に関する記録を紹介するとともに、安政地震の直前に出現したロシア船ディアナ号の影響により紀州藩領内で行われた海防政策関係記録も紹介し、地震と海防政策が相俟つて紀州藩沿岸地域の住民にもたらした影響を垣間見るこ

とを目的とする。

日高町津久野は、山に囲まれ、紀伊水道に面した小さな入り江で、江戸時代に入って関東地方への鰯網漁業の出稼ぎにより急速に発展する。慶長六年（一六〇一）には一二戸であったのが正徳三年（一七一三）には四八戸二〇九人まで増加した。その後関東漁業の不振とともに減少し、隣村の比井浦で発展した廻船業の水主稼ぎなどで一時持ち直すが、比井廻船の衰退とともに再び減少する。明治以降も海外移民などによって漸次減少し、令和二年一月三十一日現在、住民は三世帯七人となっている。



津久野周辺地図（出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス）

## 一 宝永地震・津波に関する記録

宝永四年（一七〇七）十月四日に御前崎（現静岡県）

沖から四国沖を震源域として発生した大地震は、地震規模マグニチュード八・六と推定され、東北地方太平洋沖地震（平成二十三年）までは日本国域周辺で発生した地震としては最大規模であったといわれている。嘉永七年（一八五四）の地震（安政地震）に比べると現存する記録は少ないが、残る記録からは安政地震津波をはるかに凌ぐ被害及び地震規模がうかがえる。

紀伊国内でも多くの地域で安政地震や昭和南海地震よりも多大な被害を被っているようである。津久野浦の南の比井浦（現日高町比井）では六人の死者を出したが、次に挙げるように津久野浦においては、人的被害はなく、物的被害も限定的だったようである。

【史料一】（塩崎家文書四〇六<sup>⑤</sup>。読点、中点及び傍線は引用者による。以下同様。）

(表紙)

「元禄拾四年

日高郡

萬覚書帳

津久野浦岡右衛門

巳ノ七月下旬

(中略)

宝永四年亥ノ十月四日昼九ツ時分大地震并はまへ大津浪上り浦々夥敷破損仕候、当浦之義ハ村之内ハ別条無之候、新田分ノ家板敷も五尺ツ、水つかへ、壁廻り打破り小間

道具流レ失り申候

一御国浦々大破損并大坂・土佐・薩摩多ク損シ

一ふじ山十一月廿三日方焼申候、はこね方江戸ノ間者は

い杯方り地へ式三尺も積り申由

(後略)

【史料二】(塩崎家文書四七五)

(表紙)

「延享三年 津久野浦隠居

治大夫

当波戸之由来并 御公儀様方被為遊

被下候波除御普請初リ之次第

有増覚書

寅ノ十一月

一当浦之儀すと先年ハ屋鋪廻り波除之義ハ手前ノ二而

輕ク取繕ひ申候、其段ハ殊之外浜足長ク少々之波立ニ

ハ舟等家限石垣之下へ引置申候、凡七拾四五年も前之

義其節郡御奉行 毛利九左衛門様  
中瀬吉左衛門様 是迄ハ 御公儀様御普請

ハ無之候、既ニ其節太左衛門前屋鋪畑之道方下ニ式間

張りニ六七間之岸和田五平次と申者なや建住居仕候、

夫ほとニ浜足有之候、夫方段々ニ浜足無数罷成り候、

他国漁船杯参候而大潮時分ニハ浜へ舟式頭三頭ニ置申

ほと来地有之候、其後段々時氣多ク六十七年も已前

九月九日時氣之時分方御公儀様へ御願申上屋鋪波除御

普請有之候、其節ハ唐船熊野大島へ流寄夫方浦々こき

船数艘ニ而こき通り、右時氣ニハ撰州兵庫にて唐船ハ

別条無之候得共 御国方ハ御船大分参候而御舟も数艘

破損、侍衆ニも大勢水死之由候、其節之郡奉行衆戸塚三倉

右衛門作様  
貞右衛門様御支配之節、則右衛門作様ハ当浦へも破損見

分ニ御越被為遊候、夫方次第〱ニ時氣毎ニ多少共波

除繕ヒ御普請被遊被下候、くしら畑通ひ道其節迄ハ只

今之道方下ニ付キ大潮ニハ通り兼申候、偕凡四拾年ほ

とニ罷成り候、津波亥ノ十月四日ニ入、浦々大破ニ而

多ク家流れ申所々も有之候、其刻ハ当浦へハ新田分計

へ波つき壁廻り等損シ申候、我家へハ居所方六尺つ

き申候、右津波方前凡六十年程ニも罷成り申候、新田

屋鋪御願申上我等屋しき方磯崎迄やしきニ被遊被下候、

其節御普請方ハ渡辺岸右衛門殿被成被下候、其時我等

屋鋪前を舟引場と仕候、其後多少共波除破損御繕ひ被

下候、新田分太次兵衛下方磯崎迄波除下場ニ此節御普

請方ニハ平井辰右衛門殿高三尺ニ中三尺ノ根巻道迄被

遊被下候処ニ、三十三年巳前午ノ八月八日時氣大波立

大破ニ而有之候、其節浦々御見分ニ御奉行桑島喜左衛

門様御役人衆余多御召つれ御船にて御越被為遊大破之

様御覽被遊、其節大庄やハ只今之祖父ニ而有之候、此

所へ波戸被遊被下候ハ、此者共此所ニ住居可仕候、無

左候而ハ此場所ニ者相続罷成り申間敷候、然ハ惣浦中

之波除等之為ニ有之段被申上候得ハ、尤之願と被仰候

而直ニ波戸場御見分惣役人衆へ被仰付万地御張り被遊

候而、罷上り次第相談致シ可申付段被為仰付御登り之

由候、御帰リ被遊候而十四五日之内右波戸願之通り相

濟参候、直ニ年内取掛ケ御普請被為遊可被下筈ニ御座

候処ニ最早冬日ニ罷成り潮干無之殊ニ水之内ニ而之御

普請ニ有之候得ハ何とそ来春三月潮干方御取掛ケ被為

下候様ニと乍恐追願仕候へハ然ハ其通りニ仕候様ニと

被為仰付、翌年末ノ三月方御普請初り御普請方にハ松

原喜右衛門殿御越、尤郷役人式組一所ニ罷成リ在方原

谷迄之日用人足御救旁に御遣ひ被遊候、尤御影ケ方石

船も式艘参候而舟ニ御極印御入忝艘賃銀式拾六匁ツ、

ニ御極メ御遣ひ被遊候、都合人足・郷役人・船之外ニ

日用人足千疋二百人も掛り出来仕り候、此節之郡御奉

行伊庭伝七様  
大屋鏡右衛門様御支配之節、偕波戸出来仕り候已後

段々時氣ハ多ク候得共惣屋鋪廻り波除大破ニ及申儀無

之候、尤所ニ方少ツ、之折ニいたミも有之候得共すと

輕有之先年之通ノ大破無之候、然ハ冥加至極も無之儀、

尤波戸之義ハ折々少ツ、いたミ申候得共夫ハ外ノいた

ミ申替りと被存候、くしら道之義ハ先年ハ下ニ御付ケ

被遊候ゆへいたミも有之候所ニ裕伝右衛門殿御普請之

節上へ附ケかへ岩はなを色々と被成候而打かき御附ケ

候ハ已後は又大破無之候、夫ハ何ゆへニ候哉、波戸被

遊被下候御影ケニ而有之候、既ニ去々年子ノ八月近年

ニ不覚大形廿三年巳前午ノ年ニ不相替大波ニ而有之候

所にくしら道大損シ無之候、并ニ浦通り屋鋪波除何れ

共大破無之候、然ハ波戸之御影ケニ而ハ無之候哉、御

時節柄故か様之波戸之義ハ格別作方大切成ル用水新池

抔御願申上候而さへ今時節からゆへ抔初ニ而ハ相濟不

申候、増シ而波戸抔之義ハ当分作方とハ違申筋ニ候得

ハ一向相濟かたき義ニ有之候、時節能時分と申小村ニ

か様之大立ヲ申義相濟申候段ハ弥冥加至極も無之品ニ

奉存候、夫をとやかく申段ハ恐多キ義ニ而ハ無之候哉、

先年ノ聞伝我等覚申手ニかけ申次第書付ケ置候、とか

く大切成ル義ニ而有之候、此已後共末々へ右之趣折ニ

ハ申聞候様ニと存候有増如此、委細ハ波戸抔ハ帳面も

有之候、已上

延享三年

隠居 治太夫

寅ノ十一月

庄や次郎左衛門へ

史料一は、元禄十四年（一七〇一）に書き起こされた津久野浦庄屋である塩崎家当主の覚書である。津波に関する記載は、津波後遠くない時期に書かれたものと推測される。

これによると、大地震及び大津波により各地の浦々が「夥敷破損」する中、津久野浦については、集落中心部（「村之内」）は特に被害がなく、「新田分」にある家が、板敷から上五尺程度の高さまで浸水し、壁が破損して諸道具が流失したとある。

史料二は、延享三年（一七四六）に塩崎家隠居治太夫が津久野浦庄屋である当主次郎左衛門に、浦の波止場・波除の整備・修復の経緯を伝えるために記したものである。治太夫は、史料一の岡右衛門と同一人物と思われる。これによれば、史料一と同様に浸水被害のあったのは「新

田分」だけであったようだが、塩崎家（我等家）は六尺程浸水したとある。史料一の「板敷」が地面から一尺程度の高さにあったとすれば、浸水高に関する史料一・二の記述内容はほぼ一致する。

また、宝永四年より約六〇年前（正保・慶安期か）に「我等（塩崎家）屋しき磯崎迄」の範囲が新田屋敷地として認められたとある。宝永四年三月の新田地詰検地帳には一五筆の屋敷地が認められるが、五番目記載の屋敷地が史料二の「我等家」と思われる。また、明治初年の耕地図面<sup>⑧</sup>と照合すると、新田屋敷地一五筆のうち一二筆が、「我等屋しき磯崎迄」の位置にある。現在の津久野集落内車道南限の宅地から西側の波戸があるまでの辺りの海岸沿いである。同耕地図面ではこの範囲の沿岸部は全て新田屋敷地であり、新田畑地はその内陸部に位置する。

六尺程度浸水したという五番屋敷の北側にあった村中心部（村之内）には沿岸部を含めて被害がなかったようである。これは、もともと岸和田五平次なる者（手操網入漁者だと思われる。）が納屋掛けしていたほど浜地

（「浜足」）が広がったため、及び「六十五七年も已前」（天和元年（一六八一）頃か）に「御公儀様へ御願申上屋鋪波除御普請有之候」のためであろうか。

いずれにしても、津久野浦においては、宝永地震津波の浸水域は、集落南部沿岸の「新田分」に限られ、人的被害はなかった。

また、史料二の宝永地震津波についての記述には、他の時化の際のような波除破損について記載がない。大きな時化と比較すると、津波の衝撃は小さかったことがうかがえる。

## 二 安政地震・津波の記録と紀州藩の「日銭」徴収

嘉永七年（一八五四）十一月四日午前、遠州灘沖を震源とする東海地震が発生、翌五日の午後、紀伊半島沖を震源とする南海地震が発生した。地震規模は両地震ともマグニチュード八・四と推定されており、地震に伴う津波によって全国的に多くの被害が出た。紀州沿岸各地も

多大な被害が出た。比井浦では三人の溺死が確認される。<sup>(9)</sup> 同月中に改元されたため、一般に両地震を合わせて「安政地震」といわれる。

以下、津久野浦の安政地震津波に関する記録を時系列に挙げる。

【史料三】(塩崎家文書三三九)

納合六石九斗三升九合

銀五百四匁三分六リ 水主米代

内

式百七十匁

春夏上納

残式百三十四匁三分六リ

銀式百八十七匁三分六リ 畑米代銀

此米三石二升七合

ノ

右者津久野浦当寅御納米畑水主米代銀本行之通霜月中皆済可仕候処、去月五日之津浪ニ而家財流失仕、小前一同

難渋ニ付取立難出来、碯与差詰り罷在候得共、御太切成

御上納之儀ニ付米方者私手前ニ而他借立用仕候而成共此

節皆納可仕候間、銀納丈ヶ何卒格別之御取扱ヲ以来春迄御差延被成下候様乍恐奉願上候、右之段宜被 仰上可被下候、以上

津久野浦□屋<sup>(庄)</sup>

寅十二月十日 次郎左衛門前

同浦肝煎

安五郎後

脇田介二郎殿

【史料四】(塩崎家文書五九二)

乍恐奉願上御事

十一月五日大地震津波ニ付流失潰家ニ相成候此者共甚

右衛門・十三郎・竹右衛門・与三太夫都合四軒極難渋

ニ而家作難出来、何卒格別之御慈悲之御了簡を以家木

料御下ヶ被成下候様乍恐奉願上候、以上

津久野浦肝煎

安五郎

同浦庄屋

寅極月

次郎左衛門

田端彦太郎殿

十二月廿二日出ス控

【史料五】(塩崎家文書五八四)

(表紙)

「寅霜月五日

大地震津波ニ付損失物調へ書上帳

津久野浦 』

一家数 七軒

内

潰家式軒 湯殿・雪隠共家財流失

東家式軒 納屋・湯殿及雪隠共家財流失

同 三軒 家財半流失

一 畑麦毛附三反五畝

一 御年貢米 三斗

是者水漬リニ相成候

一 人数九拾五人

是者津波ニ付所々往来道破失繕ひ

ノ

右者損失物相調へ候趣如此ニ御座候、仍之御断申上候、以上

津久野浦庄屋

次郎左衛門

同浦

肝煎

安五郎

卯ノ正月

田端彦太郎殿

【史料六】(塩崎家文書五七八)

覚

一 人数 六拾人

此米 式石四斗 但シ忝人前四升宛

右者去冬地震津波ニ付極難渋之者共江御救下ケ御願申

上候処御納米之内御貸下ケ遣シ候様との御通シニ付右

難渋之者江右米忝人前四升ツ、貸渡シ仕候、仍之御断

奉申上候

津久野浦庄屋

安政二年

次郎左衛門

卯二月

同浦肝煎

安五郎

田端彦太郎殿

津久野浦における具体的な損害は史料五のとおり住居流失二軒、納屋等の流失二軒、家財半流失三軒が確認される。三反五畝の毛附畑の浸水被害もある。また、年貢米三斗が水損したとあり、年貢米蔵が浸水したことが分かる。

史料五の住居及び納屋が流失した四軒が、史料四で家財の給付を願い出ている甚右衛門以下の四軒であると思われるが、うち甚右衛門、十三郎及び竹右衛門の三名は、嘉永七年三月時点で、宝永地震で浸水被害を受けた辺りの新田屋敷地を所有していることが確認される<sup>⑩</sup>。また、与三太夫は、同地域内の新田検地帳四番屋敷地に隣接する本田畑検地帳記載の畑地だが、明治期の耕地図面<sup>⑪</sup>では宅地となっている土地を所有していると思われる<sup>⑫</sup>。

よって、これら四軒はいずれも宝永地震津波被災地周辺地域に屋敷地を持つことが確認されることから、当該地域は安政津波でも浸水した蓋然性がある。かつ、与三太夫所有地は新田屋敷地以外であるため、津久野浦においては、宝永地震よりも安政地震の方が、浸水域が広がったといえる。史料二にあるように正徳五年（一七一五）に波戸が築造されていたにも拘わらずである。

安政津波により住居や多くの家財が流失した家は史料五の七軒だけだが、他の多くの家も経済的損失を被ったものと見え、史料三にあるように、「小前一同難渋ニ付取立難出来」のため、当年分貢租のうち水主米銀の上納延期を藩に願い出ている。また、史料六のとおり、津波三か月後の時点で村民の約半数にあたる六〇人が「極難渋之者共」として一人四升宛て、「御救」米を貸与されている。津久野浦においては、宝永地震津波よりも安政地震津波の方が、浦全体の損害も大きかったようである。

【史料七】（塩崎家文書番号不明）

覚

一 惣人数 百廿五人

内 三人 上分、あら立之筋

廿人 中分、御高所持も御座なく候得

共相応之者共ニ而日銭相勤候筋

四拾八人 中分之筋御座候得共去々寅年大

地震津浪流難ニ付難渋之者共ニ

而日銭難相勤筋

五拾四人 下々分、極窮之者共、日銭難相

勤候筋

指引廿三人 全日銭相勤候筋

右者惣人数之内日銭相勤候筋仕訳如此御座候、以上

辰九月 津久野浦庄屋

次郎左衛門

田端彦太郎殿

史料七は、安政地震津波発生直前に紀伊水道を通過したプチャーチン率いるロシア船ディアナ号の事件を契機として、藩の大船製造のため藩内町・在の藩民各人から一日一銭ずつ徴されることとなった「日銭」について、

安政三年時点での津久野浦住民の支払能力調査の記録である。

これによると、津久野浦住人一二五人のうち三八％に当たる四八人が、本来村の中間層に位置する「中分之筋」であるが、安政地震津波によって難渋したために「日銭」の支払能力がない者とされる。村の約四割の住人が、安政地震津波のために経済的に転落したということになる。

また、「地震津浪流難」という記載は、史料三の「津浪ニ而家財流失仕、小前一同難渋」とともに、新田屋敷地以外の場所でも、村落中心部を含む広範囲にわたって津波による一定程度の浸水・流失被害があったことをうかがわせる。

なお、安政地震津波における、新田屋敷地周辺地域がもつとも浸水被害が大きく、次に集落中心部の被害が続くという傾向は、現在の津波ハザードマップにおける浸水高の予想と一致する。<sup>13)</sup>

「日銭」については、藩内在・町の住民及び寺社から徴収することとされたが甚だ不評のため万延元年に還付されることとなったことが知られる。<sup>14)</sup> 町方における徴収

等の取扱いが分かる記録は既に翻刻されているが、浦方を含む在方における取扱いについて示された記録が『塩崎家文書』中にあるので、最後に史料八として紹介する。

口六郡の大庄屋中が、津波被災地域における「日銭」徴収は当分免除されるかと藩に確認したところ、藩からは「地震・高浪等ニ而人家流失相成候浦方ニも難渋甲乙も可有之候付巨細取調へ候様」と指示されたことが注目される。結果、津久野浦で調査・作成されたものが史料七である。沿岸地域住民にとっては、地震津波と海防政策が相俟って、経済的苦境がもたらされたのである。

【史料八】塩崎家文書番号なし

(表紙)

「安政二年卯二月

日銭被 仰付候ニ付控

津久野浦 庄屋許」

一印 御勘定奉行・町奉

行江

此度魯西亜船

御城下近浦乘廻り大坂江乗入候付若山并在・町之者共恐をなし混雑いたし候趣ニ相聞候、右ニ付而者海防御手当今一際嚴重ニいたし大船製造之儀も早く取掛り候様公辺五分而被 仰出候品も有之、両家初一統当惑深ク致配慮候得共、実々御嚴備無之候半而者万一之節上下動揺いたし天下之大患と相成候儀ニ而 公命御尤之御儀ニ付是非とも右製造等ニ取掛り不申候半而者難相濟候、然共去年来海防御手当并今度之魯西亜船御領分渡来ニ付而者夥敷御入用も有之、此上之御繰合中々難出来候付、無余儀在・町一同江御用金可被仰出筈ニ候得共、是迄追々金納も有之、右御用相勤候輩迷惑之処を御含、此度者在・町人別日々積かねを以上納被仰出候間、前文無拠御趣意且是迄積年安穩ニ相統致候可奉報

御国恩御時節と相心得出精可相勤之

右積かね之儀者男女八歳以上日々一銭ツ、五ヶ年

之間積かね候事

一右積かねノ儀者町年寄・大庄屋ニ而取扱

御国之御為専一之儀を心得違なく取扱候様可致事

十一月五日

二印 御勘定奉行・町奉

行方内々夫是江可

申渡趣

別紙被 仰出候積金上納御返金之儀者大船御製造之上運

送之料を以追々可及返却候、且又極貧窮ニ而今日を暮し

兼積かね難出来ものハ市中ハ其所之大年寄・町役并身元

宜敷者ヲ取替、在中ハ大庄屋且庄屋・肝煎其外身元宜者

ヲ取替候様可致候、御返金之儀者前段同様追々返却可致

候間

御国恩之冥加を厚相弁江実意ニ行届候様可致事

十一月五日

御勘定奉行江

三印

口達覚

在・町日銭之儀ニ付相渡し書附之趣町奉行江申合候儀も

宜被取計事

四印

御勘定奉行江

口達覚

此度在・町江日銭上納之儀被

仰付候付右取扱之儀水野藤兵衛江引受させ筈候間万事行

届取計候様無越度可被申合事

右背張ニ

別紙被申聞候趣も有之付而者御書面之趣在・町

御立用被仰付候者共江理解申聞候上、得と畏候

ハ、申渡、若理解之趣承伏不致候ハ、尚勘考之

品も有之候間其段被申遣候様

此度紀勢在・町江積かね之儀被 仰出候、就而者当春被

仰出御立用金八年五朱之利付ニ而十ヶ年ニ御割戻し之筈

ニ候得共前段積金之儀も被 仰出一同難儀可致候付、右

御立用金者七ヶ年之内ニ御割戻し被遊候筈候間其段右御

用相勤候輩江可被相達事

十一月五日

口上覚

一此度被仰付候日銭申付振且取集振等一筆を以奉伺候間

夫々御了簡被仰聞候様仕度奉存候

一 寺社之儀先相除候方ニ而も可有御座、併作方致居候筋

江不申付候半者差支候分も可有之、如何可仕哉奉伺候

一 極難渋之者相除可申方と奉存候

一 水難所も右同断

一 発表日段郡組々斑ニ而も可然哉奉存候

一 十五歳以上六拾歳迄之筈

一 掛銭集方之儀ハ来ル三月朔日方相初可申候奉存候

一 取集方日々村々庄屋手前江取集、一ヶ月切大庄屋元江

出させ、御用之便ニ御代官所江相納候様可仕と奉存候

一 輕御奉公人并御大家方家来之分且右様之筋ニ而在中仮

住之分百姓同様申付候方奉存候

一 丸知之分申付如何可被成哉ニ奉伺上候

一 右集方ニ付而者日々筆・紙・墨・人足賃等も相掛り可

申候付右入用御下被成下候様仕度奉存候、以上

卯正月

口六郡

六郡

大庄屋共

御代官所

一 昨十四日各々申談候日掛銭御用筋ニ付口六郡大庄屋方

伺出候、御上ケ紙之通御了簡被仰越候付心得迄写し差

出候てもつまりハ先日申談候通、其村々之模様ニ寄程

能取計可被申候、仍之申遣候、已上

二月十六日

田端彦太郎

比井浦方杭迄庄屋許

一 此度被 仰付候日銭申付振且取集振等左一筆を以奉伺

候間夫々御料簡被 仰聞候様仕度奉存候

一 寺社之儀ハ先相除候方にも可有御座、併作方いたし居

候筋へ不申付候而者差支候分も可有之、如何可仕哉

奉伺候

上ケ紙

寺社之内家内在人別之筋江申付候筈、人別外ニ

而も御高所持いたし百姓名有之分も申付候様

一 極難渋之者共ハ相除キ可申方奉存候

一 海岸浦々之内地震・高浪等ニ而人家流出ニ相成候浦方

ハ先当分相除可申方ニ奉存候

上ヶ紙

極難渋者且海岸浦之内地震・高浪等ニ而人家流

失相成候浦方ニも難渋甲乙も可有之候付巨細取

調へ候様

一 発表日段郡々組々斑々ニ而も可然哉と奉存候

上ヶ紙

発表日段之儀者料簡無之事

一 拾五歳以上六拾歳以下之筈

上ヶ紙

在中惣人数之内大抵八才以上之者も夫々身分貧

福を巨細ニ取調へ程能申付候様

一 掛銭集方之儀ハ来ル三月朔日ハ相初可申候

上ヶ紙

掛銭集方之儀料簡無之事

一 取集方日々村々庄屋手前へ取集、壹ヶ月切大庄屋許江

差出させ、御用便ニ御代官所江相納候様可仕候奉存候

上ヶ紙

取集方之儀ハ先申出候通取計候様

一 輕キ御奉公人并御大家方来之分且右様之筋ニ而在中

ニ而仮住候分百姓同様申付候方奉存候

上ヶ紙

輕御奉公人并御家中家来之分之家内在人別之者

且仮住ニ而御高所持いたし百姓名有之分申付候

様

一 丸知之分申付方如何可仕哉奉候

上ヶ紙

丸知之分申付方之儀ハ無用ニいたし候様

一 右集方ニ付而者日々筆・紙・墨并人足賃相掛り可申候

付右入用ハ御下被成下候様仕度奉存候、以上

卯正月

口六郡大庄屋共

口六郡御代官所

注

(1) 『塩崎家文書』は、同家出身の塩崎昇氏により多数翻刻されて  
いる(『塩崎昇編・刊『塩崎家文書 一卷(改訂版)』平成  
九年、『同 二卷』平成六年)。本稿で紹介する史料も全て同氏  
により翻刻されているが、本稿とは解釈が異なる箇所がある。

(2) 磯崎てるみ「近世中後期、近世浦方小村落の経済構造―日  
高郡津久野浦の場合―」(『和歌山地方史研究』第三号、一九八

一年)

(3) 日高町役場住民福祉課の御教示による。

(4) 和歌山県立博物館主任学芸員前田正明「比井地区における地震津波の記録」(和歌山県立博物館「現地学習会歴史から学ぶ防災二〇一八一命と文化遺産とを守る―(発表資料集)」和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会、平成三十一年)一五頁

(5) 財団法人日本常民文化研究所『漁業制度資料目録 第三集 全国篇二』(一九五一年)所収「塩崎謙三家文書」の目録(一一一―一五三頁)による(以下同様)。現在、和歌山県立文書館においては、同目録番号により『塩崎家文書』の出納を行うこととしているが、同目録に収録されながらも現存が確認できない文書や同定できない文書がある。また、目録化されていない文書も存在する。

(6) 塩崎家文書四八「宝永四亥三月・寛政七年卯二月新田畑御検地帳写／宝曆五亥七月新々畑御検地帳写 嘉永七年寅三月認替ル 入山組津久野浦」

(7) ただし、宝永四年時点では、庄屋次郎左衛門家は新田検地帳一番屋敷地にあった。延享元年に同家から吉蔵家が分家独立した(塩崎家文書番号なし「証跡目録」(年不祥(近代)))際に一番屋敷が吉蔵に譲られ、本家吉左衛門家が五番屋敷に移ったものと思われる。

(8) 塩崎家文書九八「第六大区二ノ小区日高郡津久野浦耕地図面」

(9) 「天然寺過去帳」(東京大学地震研究所編・刊『新修日本地震史料第五卷 別巻五ノ二』昭和六十二年)一六一―一七頁

(10) 前掲注(6) 文書

(11) 前掲注(8) 文書

(12) 塩崎家文書四七「慶長六年九月廿一日御検地帳写／寛永十六年卯十月古新田御検地帳写 元禄十年・寛政七年卯二月・嘉永七年寅三月認替 日高郡入山組津久野浦」(与三大夫所有地は慶長検地帳七六番畑地)

(13) 「日高町津波ハザードマップ 小浦・津久野地区」(日高町ウェブサイト) <[http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014082000016/files/hm2014\\_ouru-tukuno.pdf](http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014082000016/files/hm2014_ouru-tukuno.pdf)> 令和二年三月一日アクセス

(14) 堀内信『南紀徳川史』第三冊七二・七三頁、第十冊六七〇頁、第十二冊五六頁、第十三冊一八二頁

(15) 「御用留(三)」(和歌山県史編さん委員会『和歌山県史 近世史料二』(和歌山県、昭和五十五年)六八三―六八五頁、「御用留」(和歌山市史編纂委員会『和歌山市史 第五巻 近世史料I』和歌山市、昭和五十年)三九〇頁